

大規模事業所への温室効果ガス排出総量
削減義務と排出量取引制度（概要）
～指定相当地球温暖化対策事業所用～



2017年5月現在
東京都環境局

目次

1. 東京都の気候変動対策
.....スライド 2
2. 総量削減義務と排出量取引制度
.....スライド 5
3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等
.....スライド 9
4. お知らせ
.....スライド 27

1. 東京都の気候変動対策

- 温室効果ガスの総量削減目標
- 部門別の対策

1. 東京都の気候変動対策

-温室効果ガスの総量削減目標-

あるべき姿

省エネルギー・エネルギーマネジメントの推進により、エネルギー利用の高効率化・最適化が進展し、エネルギー消費量の削減と経済成長が両立した、持続可能な都市が実現している。

産業・業務部門においては、事業者規模の大小にかかわらず、設備機器の効率的な運用・高効率化が進むとともに、低炭素なエネルギーの選択行動がとられている。

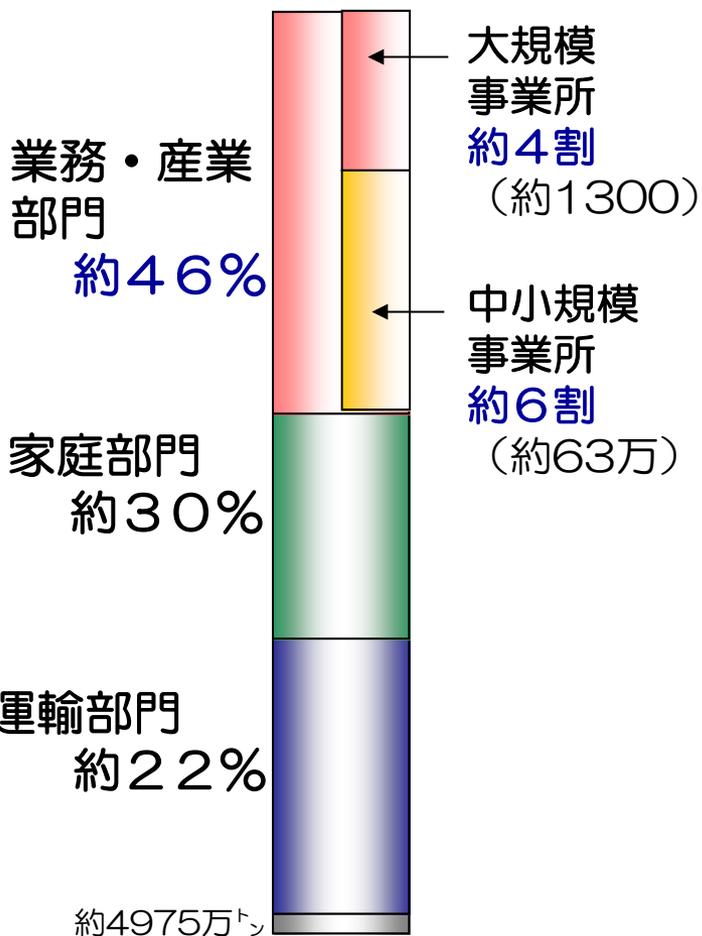


目標

- 東京都の温室効果ガス排出量目標 「2020年までに、25%削減（2000年比）」
 - ・ 2006年12月「10年後の東京」において設定
- 東京都のエネルギー消費量目標 「2020年までに20%、2030年までに30%削減（2000年比）」
 - ・ 2014年12月「東京都長期ビジョン」において設定
- 東京都の温室効果ガス排出量目標 「2030年までに30%削減（2000年比）」
 - ・ 2016年3月「東京都環境基本計画」において設定
- 東京都のエネルギー消費量目標 「2030年までに38%削減（2000年比）」
 - ・ 2016年3月「東京都環境基本計画」において設定

1. 東京都の気候変動対策 -部門別の対策-

都CO₂排出量（部門別割合）※



大規模事業所への「総量削減義務」の実施

- 総量削減義務と排出量取引制度

中小規模事業所の省エネを促進

- 地球温暖化対策報告書制度
- 中小テナントビルの省エネ改修支援

家庭の節電・省エネを進める

- 既存住宅の断熱性能の向上、太陽光発電・太陽熱利用の促進
- 家庭用燃料電池の普及促進 など

自動車部門のCO₂削減

- 燃料電池車、電気自動車など次世代自動車の普及促進
- 交通・輸送における省エネルギー対策の推進 など

環境都市づくり制度の導入・強化

- 新築建築物の環境性能の評価と公表
- マンション環境性能表示
- 大規模都市開発での省エネ性能の条件化、地域でのエネルギーの有効利用 など

※ 2014年度速報値（2000年度係数固定）より部門別割合を算出

2. 総量削減義務と排出量取引制度

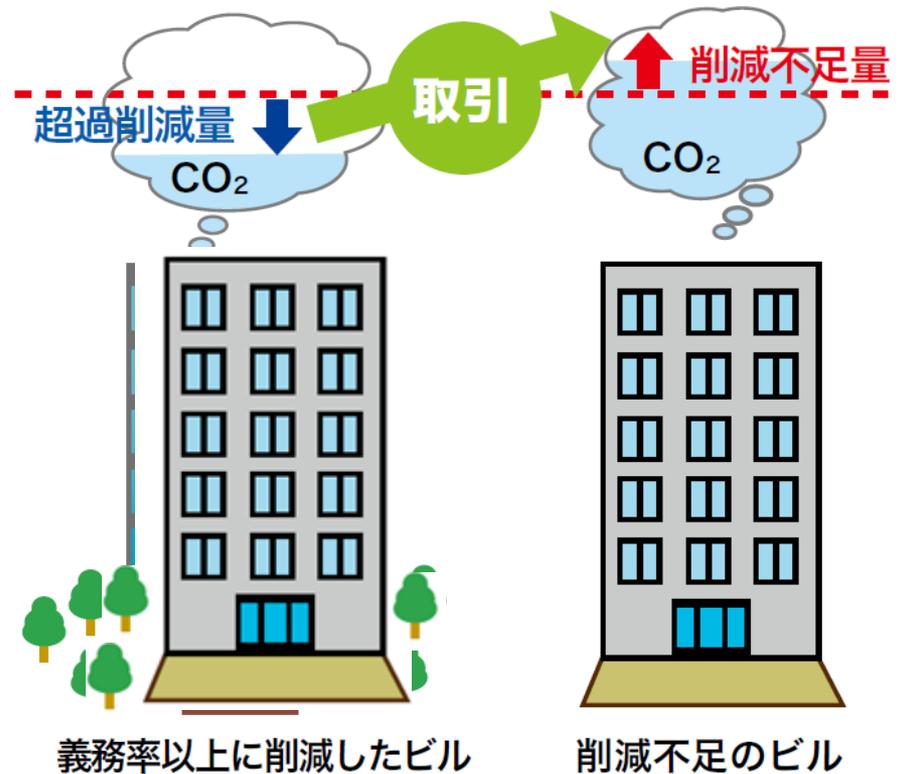
- 制度概要
- 削減計画期間
- 対象となる事業所

2. 総量削減義務と排出量取引制度

-制度概要-

- オフィスビル等を対象とする世界初の都市型のキャップ&トレード制度
- 高効率機器への更新や運用対策の推進など、自らの事業所で削減対策を推進
- 自らの削減対策に加え、排出量取引での削減量の調達により、合理的に対策を推進することができる仕組み
- 大規模事業所間の取引に加え、各種クレジットの活用が可能

排出量取引のイメージ



2. 総量削減義務と排出量取引制度

-削減計画期間-

■削減計画期間：5年間

第1計画期間:2010～2014年度

第2計画期間:2015～2019年度

以後、5年度ごとの期間

■総量削減義務の履行期限

計画期間終了後、1年6ヶ月間の整理期間の後、履行期限となる。

□第1計画期間の整理期間は2015年4月～2016年9月末

□第2計画期間の整理期間は2020年4月～2021年9月末

※ 削減義務量及び年度排出量確定時点で、整理期間の終了まで180日以下の場合は、それらの確定後180日を経過した日が履行期限となる。

第1計画期間の履行期限

履行期限
2016年9月末

2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

第2計画期間の履行期限

計画期間

整理期間

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

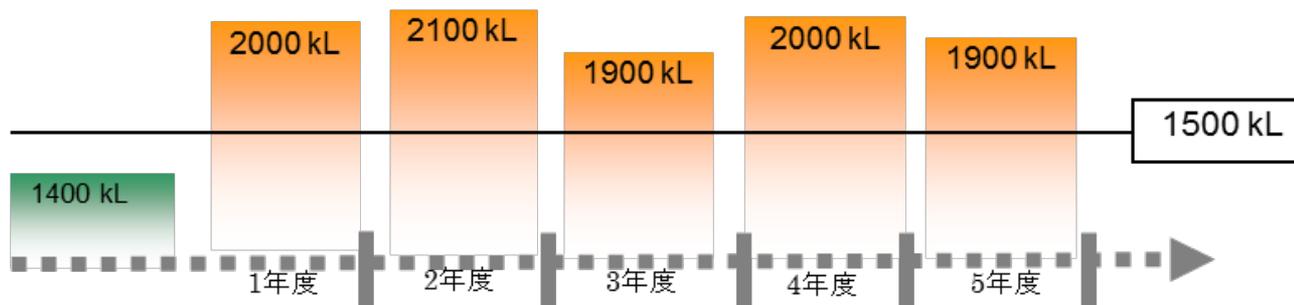
履行期限
2021年9月末

2. 総量削減義務と排出量取引制度

-対象となる事業所-

分類	要件
指定地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所
特定地球温暖化対策事業所	3か年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所
指定相当地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所で中小企業等が二分の一以上所有している事業所

前年度のエネルギー使用量
「1,500kL以上」



要件該当

“指定”地球温暖化対策事業所

3か年度連続して要件該当

“特定”地球温暖化対策事業所

※“指定相当”地球温暖化対策事業所を除く

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

- 概要
- 東京都地球温暖化対策指針の規定
- その他の注意事項等

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-概要-

- 第2計画期間は、エネルギー使用量が原油換算で年間合計1,500 kL以上となった事業所のうち、中小企業等が二分の一以上所有する大規模事業所は指定相当地球温暖化対策事業所として、削減義務対象外となる。
- 中小企業等の割合が二分の一以上である場合は、その事業所全体が削減義務の対象外となる。逆に、中小企業等の割合が二分の一未満である場合は、中小企業等の持分も含めて事業所全体が削減義務の対象となる。
- 指定相当地球温暖化対策事業所が、取り組むべき主な内容を次の表に示す。

計画書の提出・公表	毎年度11月末までに、指定相当としての地球温暖化対策計画書の提出、公表が必要（ただし、検証は不要）
都による公表	都による公表を原則、実施
削減目標	特定地球温暖化対策事業所に準じて削減目標率を設定し、削減に向けて取り組むものとする。
特定テナント等	中小企業等が二分の一以上所有する事業所に入居する特定テナント等は、指定相当としての特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出が必要

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

●指定相当地球温暖化対策事業所に係る取組等は、東京都地球温暖化対策指針の「第8 指定相当地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進」により規定されている。

東京都地球温暖化対策指針

第8 指定相当地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進

- 1 指定相当地球温暖化対策事業所の定義
- 2 指定相当地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進
- 3 指定相当地球温暖化対策事業所の確認
- 4 地球温暖化の対策の推進体制
- 5 温室効果ガス排出量の把握
- 6 計画的な地球温暖化の対策の推進
- 7 地球温暖化対策計画書の作成等
- 8 テナント等事業者における地球温暖化の対策の推進
- 9 自動車に係る地球温暖化の対策の推進
- 10 知事の勧告

→スライド12から26で、特に重要な事項について説明する。

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 1 指定相当地球温暖化対策事業所の定義

指定相当地球温暖化対策事業所の定義

原油換算エネルギー量が年間合計1,500 kL以上となった事業所のうち、中小企業等が二分の一以上所有する大規模事業所

指定相当地球温暖化対策事業所となるケース

- ①原油換算エネルギー量が新たに1500kl以上となり新規で指定相当地球温暖化対策事業所になる場合
- ②指定（特定）地球温暖化対策事業所の指定を取り消され、指定相当地球温暖化対策事業所になる場合

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 1 指定相当地球温暖化対策事業所の定義

中小企業等の定義

●削減義務対象外となる中小企業等とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する事業者（毎年度末時点の状況で判断）

①中小企業基本法に定める中小企業者

中小企業基本法に定める中小企業者は、業種分類※ごとに資本金・従業員数のいずれかが下表の数値以下である者をいう。

※ 日本標準産業分類第10回改訂版による。

【注意】国や地方公共団体、医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人などは、中小企業者には含まれない。また、中小企業者が外国会社の場合は、国内会社と同様の取扱いとする。

中小企業等が二分の一以上所有する指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドラインP3

業種分類	資本金又は出資総額	常時使用従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

ただし、大企業等が経営を実質的に支配する場合等を除く。

ア その子会社が大企業であるとき（特定中小企業）

イ 大企業若しくは特定中小企業又はその役員が当該中小企業の経営を実質的に支配している場合

ウ 中小企業者（ア及びイを除く。）、組合等及び個人以外のものが中小企業の経営を実質的に支配している場合

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 1 指定相当地球温暖化対策事業所の定義

中小企業等の定義

- ② 中小企業団体の組織に関する法律に定める協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- ③ 中小企業等協同組合法に定める事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会又は企業組合
- ④ 商店街振興組合法に定める商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- ⑤ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に定める生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会
- ⑥ 個人

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 1 指定相当地球温暖化対策事業所の定義

二分の一以上所有の定義

- 中小企業等が所有する部分の原油換算エネルギー使用量が、**購買伝票等又は特定計量器による計測で把握されている場合は**、当該部分の当該年度の原油換算エネルギー使用量で判断
- 購買伝票等又は特定計量器による計測で把握されていない場合は**、当該年度の中小企業等の**建物等の所有割合**で判断

<イメージ> (購買伝票等又は特定計量器による計測で把握されていない場合の例)



左例の場合、当該年度の中小企業等の建物所有割合が二分の一以上と判断される。

$$(80\% \times 8 / 12 \text{ヶ月}) + (20\% \times 4 / 12 \text{ヶ月}) = \text{当該年度で60\%所有}$$

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 2 指定相当地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進

●指定相当地球温暖化対策事業所の所有者（以下「指定相当地球温暖化対策事業者」という。）は、東京都地球温暖化対策指針第8 4から8 7までに定めるところにより、

- 組織体制の整備
- 温室効果ガスの排出量の把握

に努め、地球温暖化の対策を推進するほか指定地球温暖化対策事業所に準じた対策をとるものとする。

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 3 指定相当地球温暖化対策事業所の確認

指定相当地球温暖化対策事業所になる場合の手続き等

ケース	提出書類	提出時期
原油換算エネルギー量が新たに1500kl以上となり新規で指定相当地球温暖化対策事業所になる場合	①指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書（届出の日の属する年度の前年度分）※1 ③中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書 ④別添1 所有等割合計算書（及び根拠資料） ⑤別添2 義務対象外となる中小企業者について（及び根拠資料）	初めて原油換算エネルギー量が1500klを超えた年度の翌年度の10月末日までに提出 （例）2015年度の原油換算エネルギー量が1500klを超えた →2016年10月末日までに提出
指定（特定）地球温暖化対策事業所の指定を取り消され、指定相当地球温暖化対策事業所になる場合	指定地球温暖化対策事業所	中小企業等が二分の一以上所有していた年度の翌年度の9月末日までに提出 （例）2015年度に中小企業等が二分の一以上所有 →2016年9月末日までに提出
	特定地球温暖化対策事業所	

※1 検証は不要。

※2 選択した削減義務期間により検証の必要・不要が変わる。「中小企業等が二分の一以上所有に該当した年度の前年度まで」を選択した場合は、検証は不要。削減義務期間を「中小企業等が二分の一以上所有に該当した年度まで」又は「当該削減計画期間の終了年度まで」を選択した場合は、検証が必要。

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 3 指定相当地球温暖化対策事業所の確認

指定相当地球温暖化対策事業所の取消

以下の表の要件に該当した場合、提出期限までに届出書を提出し、取消しの手続きをする必要がある。

要件		提出書類	提出期限
①	事業活動の廃止又はその全部の休止	①指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 (届出の日の属する年度の前年度分)	廃止又は休止した日から30日を経過した日までに提出 (例) 2017年11月1日に廃止 ⇒2017年12月1日までに提出
②	前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000 kL未滿	①指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 (届出の日の属する年度の前年度分)	要件に該当した年度の翌年度の11月末日までに提出 (例) 2016年度が1,000kL未滿 ⇒2017年11月末日までに提出
③	原油換算エネルギー使用量が前年度までの3箇年度連続 ^{※1} して1,500 kL未滿	①指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 (届出の日の属する年度の前年度分)	要件に該当した年度の翌年度の11月末日までに提出 (例) 2014~2016年度が1,500kL未滿 ⇒2017年11月末日までに提出

※1 指定(特定)地球温暖化対策事業所であった期間の原油換算エネルギー使用量も含めて判断する。

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 3 指定相当地球温暖化対策事業所の確認

中小企業等が二分の一未満になったときの措置について

- 指定相当地球温暖化対策事業所において、中小企業等の所有割合が二分の一未満となった場合は、次に示す書類を二分の一未満となった年度の翌年度の10月末日までに提出し、新たに指定地球温暖化対策事業所となるための手続きを行う。
 - ・ 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書
 - ・ 特定温室効果ガス排出量算定報告書（届出の日の属する年度の前年度分）※1
- 上記の届出により、改めて指定地球温暖化対策事業所となる。
また、原油換算エネルギー使用量が3箇年度連続※2で1500klを超えた場合は特定地球温暖化対策事業所となる。

※1 検証が必要。

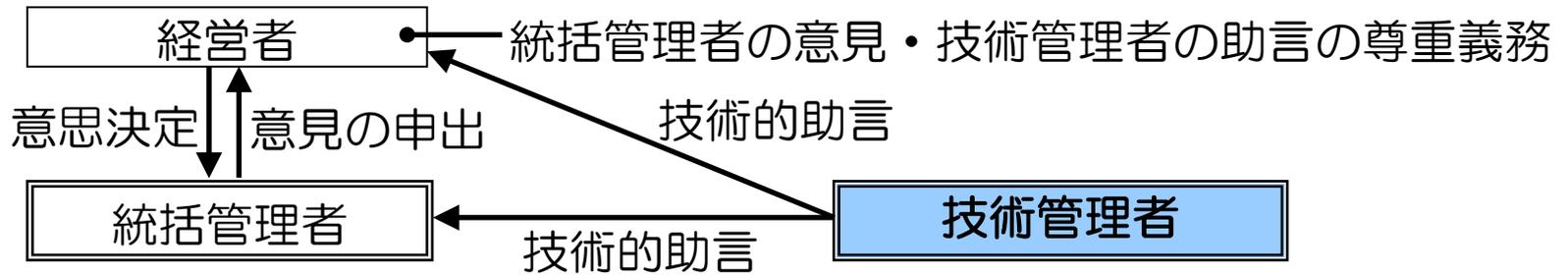
※2 指定相当地球温暖化対策事業所であった期間の原油換算エネルギー使用量も含めて判断する。

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 4 地球温暖化の対策の推進体制

指定相当地球温暖化対策事業所は、指定地球温暖化事業所の規定に準じて、統括管理者・技術管理者を選任する。以下に、指定地球温暖化対策事業所の規定を示す。



■ 統括管理者の要件

次に示す要件にすべて該当すること

- ① 地球温暖化対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること
- ② 東京都の定める講習会を修了すること

■ 技術管理者の要件

次に示す要件にすべて該当すること

- ① 都が定める資格のいずれかを有すること
- ② 省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③ 東京都の定める講習会を修了すること

● 都が定める資格

エネルギー管理士、一級建築士、一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、
建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、
環境、総合技術監理（建設、電気電子、機械、衛生工学、
環境））

・外部委託可。ただし、兼任する場合は5事業所以下であることを要する。

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 4 地球温暖化の対策の推進体制

●講習会の受講義務（指定地球温暖化対策事業所の規定）

第1計画期間：全ての統括管理者等に講習会の受講義務

第2計画期間：新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、
統括管理者等の経験がない者が統括管理者等になる場合は
受講義務

その他の場合、受講は任意（受講しない場合は、制度についての理解に努めること。）

※新規管理者等制度講習会は、毎年度春及び秋に開催予定

<イメージ>

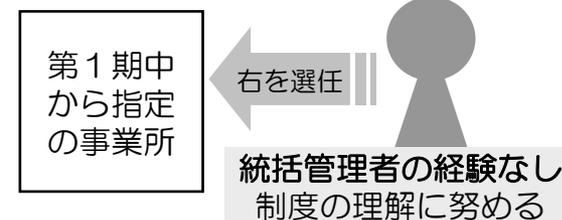
受講義務のあるケース



受講任意のケース



受講任意のケース



3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 5 温室効果ガス排出量の把握

指定地球温暖化対策事業所では、特定温室効果ガス及びその他ガスの排出量を報告する義務がある。指定相当地球温暖化事業所も同様に、排出量を把握、報告する必要がある。
ただし指定相当地球温暖化対策事業所では排出量の算定に当たり、検証を受ける必要はない。

■ 総量削減義務の対象ガス：（特定温室効果ガス）

- 燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO₂
（住居の用に供する部分で使用されたものを除く。）
- 熱、電気の排出係数は、供給事業者の別によらず一律で、計画期間中固定※1
第1計画期間：電気の排出係数 0.382 (t-CO₂/千kWh) ※2
第2計画期間：電気の排出係数 0.489 (t-CO₂/千kWh) ※3

※1 エネルギー需要側（対象事業所）のエネルギー使用量削減努力を評価するため

※2 都内への電気供給事業者の3か年度（平成17～19年度）の平均CO₂排出係数

※3 都内への電気供給事業者の2か年度（平成23～24年度）の平均CO₂排出係数

■ 排出量報告の対象ガス：（その他ガス）

- 7ガス（非エネルギー起源CO₂、CH₄、N₂O、PFC、HFC、SF₆、NF₃ ※4）すべて
- その他ガス削減量は、その事業所の削減義務には利用可能（取引は不可）

※4 NF₃は平成27年度から算定し、平成28年度以降報告

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 6 計画的な地球温暖化の対策の推進

以下の要件に該当する場合は、特定地球温暖化対策事業所に準じて基準排出量に相当する量を自ら算定し、事業所の種類に応じた削減目標率以上の削減目標を設定する。東京都への申請手続は不要。また、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」における基準排出量変更の要件に該当した事業所は、基準排出量の変更量を自ら算定する。東京都への申請手続は不要。

- (1) 新規で指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所のうち、「原油換算エネルギー使用量が三箇年度連続して1,500kL以上」に該当した事業所。

	2014	2015	2016	2017	2018	2019
指定相当	1500未満	1500kL以上①	1500kL以上②	1500kL以上③	削減目標	削減目標
	★事業所使用開始 ★中小1/2所有 ★指定相当該当			★削減目標設定 → → → → → → → →		

- (2) 指定地球温暖化対策事業所から指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所のうち、「原油換算エネルギー使用量が三箇年度連続して1,500kL以上」に該当した事業所。

指定地球温暖化対策事業所から指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあつては、指定地球温暖化対策事業所であった期間を含めて判断する。

	2014	2015	2016	2017	2018	2019
指定	1500kL以上①	1500kL以上②				
指定相当			1500kL以上③	削減目標	削減目標	削減目標
	★中小1/2所有 ★指定相当該当			★削減目標設定 → → → → → → → →		

- (3) 特定地球温暖化対策事業所から指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所

基準排出量に相当する量は、原則として特定地球温暖化対策事業所であったときの基準排出量を用いる。
また、削減目標率は指定取消しとならなかった場合の率とする。

	2014	2015	2016	2017	2018	2019
特定	削減義務	削減義務				
指定相当			削減目標	削減目標	削減目標	削減目標
	★中小1/2所有 ★指定相当該当			★削減目標設定 → → → → → → → →		

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 7 地球温暖化対策計画書の作成等

指定相当としての地球温暖化対策計画書の提出

提出期限：当該年度の11月又は指定相当該当日より90日の何れか遅い期日

<指定相当としての地球温暖化対策計画書の提出>

指定相当地球温暖化対策事業所は、毎年、以下の事項等を記載した指定相当としての地球温暖化対策計画書を作成し、知事に提出する（登録検証機関による検証は不要。）。

- 削減目標：削減義務率（第1計画期間：8%又は6%、第2計画期間：17%又は15%）以上の目標値（定量的な目標）を定める。※義務率＝目標率と読み替える。
- 目標を達成するための措置の計画及び実施状況：自らの事業所における削減対策と排出量取引の活用により、経済的・技術的に実施可能な対策を行い、その実績を把握する。
- 特定温室効果ガスの年度排出量：毎年度、排出状況を把握し対策の進捗状況を確認する。
- その他ガスの年度排出量：排出量が多い場合、目標を定めるよう努める。当該事業所の排出量の1/2以上である場合は、定量的な目標を定める。

また、指定地球温暖化対策事業所に該当した翌年度以降、指定相当としての地球温暖化対策計画書を提出する際に、引き続き「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」及び添付資料を毎年度添付する。（この報告で中小企業等の所有割合が二分の一未満となった場合は、新たに指定地球温暖化対策事業所となるための手続きを行う。）

公表

- 指定相当地球温暖化対策事業所は、温室効果ガス排出量及び地球温暖化の対策の実施状況に係る情報を公表するよう努めるものとする。
⇒インターネット又は事業所における備え置き、掲示等による公表
- 知事は、温室効果ガス排出量及び地球温暖化の対策の実施状況に係る情報を公表するものとする。

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-東京都地球温暖化対策指針の規定-

東京都地球温暖化対策指針第8 8 テナント等事業者における地球温暖化の対策の推進

対象事業所の所有者

協力体制

全てのテナント等事業者

指定相当地球温暖化対策事業者

- オーナー・テナント間の推進体制整備
- 統括管理者、技術管理者の選任
- 指定相当地球温暖化対策計画書提出書の提出・公表

など

「指定相当地球温暖化対策計画書提出書」

「特定テナント等相当地球温暖化対策計画書提出書」

テナント点検表

提出

東京都

- 排出量の把握及び削減に協力
- 協力推進体制に参画（努力義務）

特定テナント等相当事業者

前年度末時点において、
指定相当地球温暖化対策事業所内のテナントであって、
▶ 床面積5,000㎡以上を使用している事業者
▶ 床面積に関わらず、前年度一年間の電気使用量が600万kWh以上の事業者

「特定テナント等相当地球温暖化対策計画書提出書」

テナント点検表

提出

- 協力推進体制への参画
- オーナーからの共同削減義務申し出への対応（努力義務）

必要に応じて、指導・助言

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の取組等

-その他の注意事項等-

指定相当地球温暖化対策事業者等の変更

- 原則 : 指定相当地球温暖化対策事業者 = 所有者
- 変更がある場合 : 変更都度の届出は不要。
毎年度提出する計画書に最新の情報を記載する。
 - ✓ 年度途中で、次の変更等*が生じても、届出等は不要。
〔 ※事業所の名称、所在地
所有者の氏名、住所 〕 等
 - ✓ 各種書類の提出などの事務手続きの委任をする場合は、事務手続きの委任を受けていることを証明する書類を提出する。
(委任状のサンプル様式を東京都環境局ホームページに掲載)

4. お知らせ

- 御質問等をお寄せいただく場合の方法
- 制度に対する御質問の回答集について

4. お知らせ -御質問等をお寄せいただく場合の方法-

〔御協力のお願い〕

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式（質問シート）」を御活用いただき、できる限り「メールで御提出」くださいますよう、よろしくお願いいたします。

「共通の書式（質問シート）」のダウンロード

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/answers/question_download.html

- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所の全ての皆様と広く共有させていただきたいと考えております。
- このため、一般的な御質問等への回答内容は一定のとりまとめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答（FAQ）」として掲載させていただく場合があります。

御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【送付先】 東京都 環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課

相談窓口

Eメール：keikakusho@ml.metro.tokyo.jp（制度全般に関する御質問）
torihiki@ml.metro.tokyo.jp（排出量取引に関する御質問）

FAX : 03(5388)1380

4. お知らせ -制度に対する御質問の回答集について-

都へいただいた主な御質問等への回答は、次のURLにてFAQを掲載しております。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/answers.html

- 大規模事業所における対策
- 総量削減義務と排出量取引制度
 - 対象となる事業所
 - 制度概要
 - クレジットの創出
 - 排出量取引
 - トップレベル事業所
 - 制度実績の公表
 - 条例・規則・指針・ガイドライン等
 - 各種ツール
 - 説明会一覧
 - 講習会一覧
 - 質問送付シートのダウンロード
 - よくある質問・回答集
 - 総量削減義務と排出量取引システム
 - 東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト
 - 2011年夏の節電対策に関するアンケート調査の結果

よくある質問・回答集

質問区分一覧

質問区分一覧(※クリックすると、関連項目にジャンプします。)
 質問シートにより、いただいた質問を中心にこのQ&A集を作成しております。
 質問シートはこちらからダウンロードできます。
第2計画期間に関する項目を新たに追加しています。

- | | |
|--|--------------------------|
| 1. (1)対象事業所要件
■ (2)事業所の範囲 | 10. テナントビルへの対応 |
| 2. 報告対象ガス・削減義務対象ガス | 11. 新築ビル |
| 3. 排出量算定方法 | 12. 推進体制 |
| 4. 削減義務対象者 | 13. 検証方法 |
| 5. 削減計画期間 | 14. 検証機関、検証主任者 |
| 6. 基準排出量 | 15. 義務違反時の措置 |
| 7. 削減義務率 | 16. 事業所の廃止(指定取消) |
| 8. トップレベル事業所 | 17. 今後のスケジュール |
| 9. (1)排出量取引
■ (2)超過削減量
■ (3)都内中小クレジット
■ (4)再エネクレジット | 18. その他 |
| | 19. 第2計画期間
■ (1)削減義務率 |

メールマガジンはこちら →

目的から探す

- 一般のお客様
- 事業者の方

よくあるご質問から探す

この場所に掲載中

提言・要望等

気候変動対策に関する提言・要望等は、こちらからお寄せください。

お電話によるお問い合わせはこちらをご覧ください。

関連情報

- ・ ニュースルーム
- ・ 申請のご案内

Tokyo Climate Change Strategy

首都東京の企業と行政、NGO・都民が
連携して取り組む先駆的な温暖化対策